

一般質問発言通告書

平成 29 年 11 月 20 日
午 時 分受付
(通告書 枚)No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成 29 年 11 月 20 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小森谷佐弥香 印

質問事項	要 旨	答弁者
1 選挙における投票環境の整備について	<p>今年の 8 月に茨城県知事選、10 月に衆院選と立て続けに行われましたが、つくば市における直近の投票率はそれぞれ、つくば市長・市議選で 53%、県知事選で 39%、衆院選で 52%と決して高いものではありません。私は議員となる以前も、政治に関心をもつ人を増やしたい・投票率を上げたい、と活動して来ましたが、改めて投票率向上のためにできることとして、以下の質問をします。</p> <p>(1) 期日前投票について</p> <p>ア ショッピングセンターに新たに期日前投票所を設置することについて</p> <p>イ 移動投票所の導入について</p> <p>(2) 投票時間について</p> <p>(3) 選挙の周知について</p> <p>ア 広報車の運用実態</p> <p>イ 選挙公報の配布状況</p> <p>ウ 選挙権が 18 歳以上となって取り組んだこと</p> <p>(4) 障害者に対する投票支援の状況について</p> <p>(5) 義務教育課程における主権者教育について</p>	教育長 担当部長
2 ヘイトスピーチ対策について	<p>先日、TXつくば駅前でヘイトスピーチと言われるデモが行われ、私はその場に居合わせました。多くの警官が動員されてものものしい雰囲気の中マイクを使って放たれる憎しみの言葉に、休日でもあり、たまたま通りかかった市民、とくに子どもたちは本当にびっくりした顔で様子を伺っていました。</p> <p>昨年 6 月にいわゆる「ヘイトスピーチ対策法」が施行されましたが、禁止・罰則規定がないため、一般の感覚からすると明らかに公共の場でマイクを使って言うべきでない発言を聞き続けるしかない状況でした。8500 人を超す外国人の方が住むこの国際都市つくばで、特定の人種や民族差別をあおる言動を許すことがあってはなりません。</p> <p>ヘイトスピーチ対策法の第 4 条 2 項には「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた対策を講ずるよう努めるものとする」とありますが、市長のお考えをお聞かせください。</p>	市長 担当部長

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 5 2 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。